

姫 監 公 表 第 1 0 号

令 和 3 年 5 月 2 5 日

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	酒 上 太 造
同	駒 田 か す み

令和2年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 環境局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 2 産業局定期監査並びに関係出資団体監査及び指定管理者監査結果報告書
- 3 建設局（後期）定期監査結果報告書

令和2年度 環境局定期監査（行政監査を含む。）及び関係指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査並びに同条第7項の規定に基づく指定管理者監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

環境局

美化部 美化業務課、産業廃棄物対策課、リサイクル推進課

環境政策室

出先機関 環境ふれあいセンター、家島美化センター、家島衛生センター、市川美化センター、北部美化事務所、エコパークあぼし、中部衛生センター、伊勢自然の里・環境学習センター

イ 指定管理者監査

NPO法人あぼしまちコミュニケーション（網干環境楽習センター）

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク点検シート、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

イ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理されているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、協定書、関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和2年11月27日から令和3年3月24日まで

イ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

令和2年12月24日から令和3年3月24日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

ア 収入関係事務

路上喫煙過料徴収事務（美化業務課）

この事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。早期徴収に努められたい。

イ 支出関係事務

市川美化センター焼却灰ひょうご環境創造協会運搬業務委託契約において、執行予定金額が50万円を超える案件であるにもかかわらず、随意契約（見積合わせ）により契約が締結されていた。

契約事務に当たっては、地方自治法、姫路市契約規則等の法令及び業務委託ガイドラインにのっとり適正に事務を執行されたい。

(2) 指定管理者監査

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。